

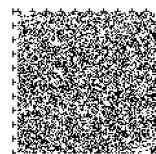
第5次常滑市障がい者基本計画 及び 第7期常滑市障がい福祉計画 第3期常滑市障がい児福祉計画

概要版



令和6年3月
常滑市

視覚に障害のある方もご利用いただけるように「音声コード(Uni-Voice:ユニボイス)」を付けました。スマートフォン等で専用アプリをダウンロードし、コードを読み取ることで、自動で文章を読み上げます。



1 計画の策定にあたって

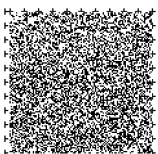
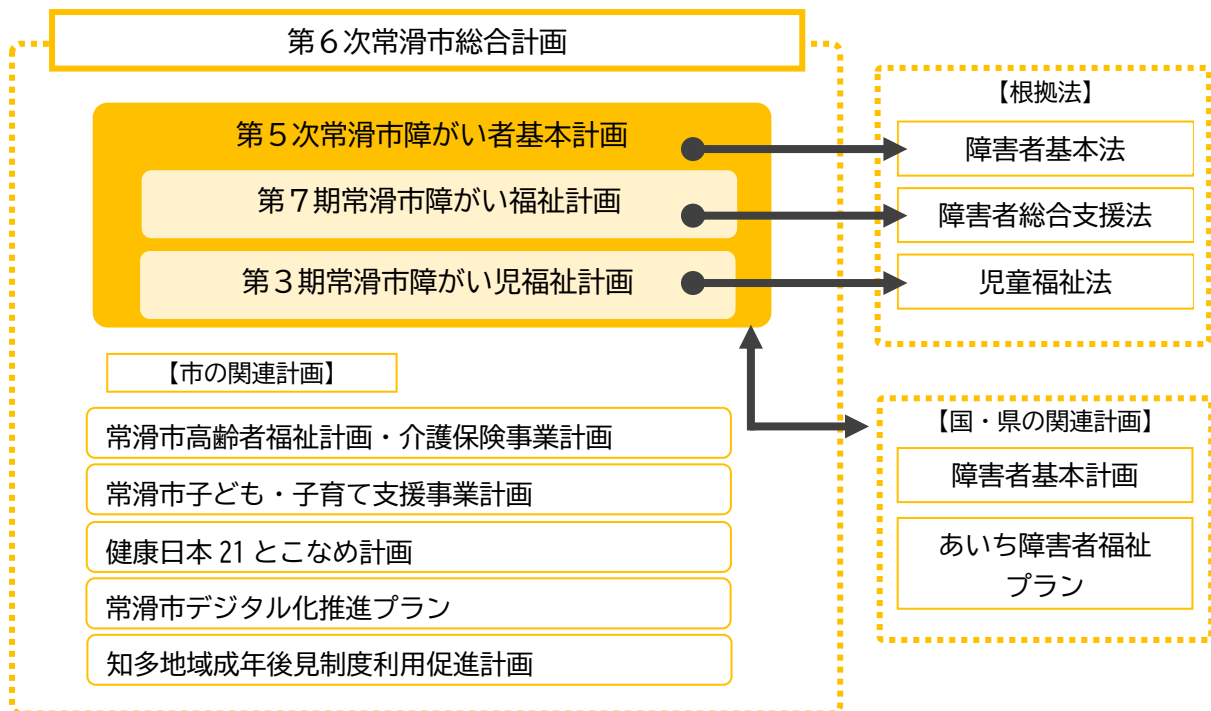
本市では、平成30年に「第4次常滑市障がい者基本計画」、令和3年3月に「第6期常滑市障がい福祉計画及び第2期常滑市障がい児福祉計画」を策定し、障がい福祉の推進に取り組んできました。

令和5年度に、この2つの計画期間が終了することから、「第5次常滑市障がい者基本計画」及び「第7期常滑市障がい福祉計画及び第3期常滑市障がい児福祉計画」を一体的に策定します。

2 計画の期間

	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12
	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
常滑市障がい者基本計画	第5次						
常滑市障がい福祉計画	第7期						
常滑市障がい児福祉計画	第3期						

3 計画の位置づけ



4 障がい者基本計画

基本理念

「障がいの有無にかかわらず、誰もが相互の人格と個性を尊重し支え合う共生社会」の考え方に基づき、第4次常滑市障がい者基本計画の基本理念を継承し、本計画では次のように基本理念を定めます。

誰もが 共に生き 支え合い
安心して暮らせるまち 常滑

基本目標

基本目標1 障がい福祉への理解の促進【啓発・広報】

障がいの有無にかかわらず、誰もが安心して暮らし、助け合える地域社会づくりに向けた啓発や広報を推進します。

基本目標2 福祉サービスの充実【生活支援】

地域での暮らしを支える各種支援サービスの充実と居住の場の確保、必要な情報の提供や総合的な相談支援体制の確保などを図り、障がいのある人とその家族の暮らしを支援します。

基本目標3 就労の場づくりの促進【雇用・就業】

障がいのある人の適性と能力に応じて、福祉的就労や一般就労の機会の確保を図ります。

基本目標4 保健・医療の充実【保健・医療】

障がいの予防・軽減を図るための保健・医療サービスの充実を図るとともに、総合的なこころの健康づくりを推進します。

基本目標5 障がいのある児童への支援の充実【療育・育成】

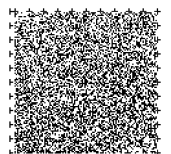
障がいの早期発見・早期療育を進めるとともに、障がいのある児童の能力と可能性を伸ばす保育・教育環境の整備を進めます。

基本目標6 安全に暮らせる環境整備【生活環境】

まちづくり全体においてバリアフリーを推進するとともに、地域ぐるみの防災対策により安全・安心な環境づくりを進めます。

基本目標7 地域活動や社会参加の促進【スポーツ・文化・まちづくり】

障がいのある人があらゆる分野の活動に参加できるよう支援するとともに、障がいのある人の生活を豊かにするスポーツ、生涯学習や文化芸術活動、地域交流活動等の推進に努めます。



施策体系

基本
理念

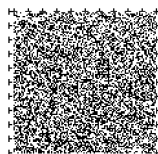
誰もが
共に生き
支え合い
安心して暮らせるまち
常滑

基本目標

- 1 障がい福祉への理解の促進
【啓発・広報】
- 2 福祉サービスの充実
【生活支援】
- 3 就労の場づくりの促進
【雇用・就業】
- 4 保健・医療の充実
【保健・医療】
- 5 障がいのある児童への支援の充実
【療育・育成】
- 6 安全に暮らせる環境整備
【生活環境】
- 7 地域活動や社会参加の促進
【スポーツ・文化・まちづくり】

基本施策

- (1) 啓発・理解推進
 - (2) 情報アクセシビリティの向上
 - (3) 福祉教育等の推進
 - (4) 合理的配慮の浸透
- (1) 在宅生活への支援の充実
 - (2) 日中活動の場の充実
 - (3) 住まいの場の整備
 - (4) 相談支援体制の充実
 - (5) 障がいのある人の権利を守る
仕組みづくり
 - (6) サービスの質の向上と人材育成
- (1) 就労系サービスの充実
 - (2) 障がいのある人の一般就労の促進
 - (3) 福祉的就労の場の充実
 - (4) 多様な就労の促進
- (1) 保健・医療サービスの充実
 - (2) こころの健康づくりの推進
- (1) 障がいのある児童の療育体制の整備
 - (2) 児童福祉サービスの充実
 - (3) 学校教育における対応の強化
- (1) バリアフリーのまちづくりの推進
 - (2) 防災・災害時対策の推進
- (1) 社会参加と交流の促進
 - (2) スポーツ・文化活動の促進
 - (3) 地域福祉活動の推進



5 障がい福祉計画

数値目標

障害者総合支援法に基づきこども家庭庁・厚生労働省が令和5年に改正・公表した「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下「基本指針」という。）及び第6期障がい福祉計画の目標達成状況を踏まえ、本市の実情に合わせて令和8年度末の成果目標を設定します。

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

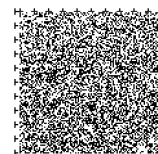
成果目標	目標値(R8年度)
施設入所者数	17人
地域生活移行者数	2人
削減数	1人

2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

活動指標	R6年度	R7年度	R8年度
保健・医療・福祉等の関係者による協議の場の開催回数	1回	1回	1回
保健・医療・福祉等の関係者による協議の場への関係者の参加者数	9人	9人	9人
保健・医療・福祉等の関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1回	1回	1回
精神障がいのある人の地域移行支援の利用者数	1人	2人	2人
精神障がいのある人の地域定着支援の利用者数	4人	4人	4人
精神障がいのある人の共同生活援助の利用者数	20人	21人	22人
精神障がいのある人の自立生活援助の利用者数	1人	1人	1人
精神障がいのある人の自立訓練（生活訓練）の利用者数【新規】	1人	1人	1人

3 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

成果目標	目標値(R8年度)		
地域生活支援拠点等の整備	整備		
地域生活支援拠点等の運営状況の検証・検討	年1回		
強度行動障害を有する方への支援体制の整備【新規】	整備		
活動指標	R6年度	R7年度	R8年度
コーディネーターの配置人数【新規】	－	－	1人
地域生活支援拠点等が有する機能の充実に向けた支援の実績等を踏まえた検証及び検討の実施回数	1回	1回	1回



4 福祉施設から一般就労への移行等

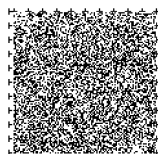
成果目標	令和3年度実績	目標値(R8年度)
一般就労への移行者数	7人	10人
就労移行支援事業からの移行者数	3人	4人
就労継続支援A型事業からの移行者数	1人	2人
就労継続支援B型事業からの移行者数	3人	4人
一般就労へ移行した者の割合が5割以上の就労移行支援事業所数の割合【新規】	－	5割
就労定着支援事業利用者数	6人	9人
就労定着率が7割以上の就労定着支援事業所数の割合	10割	2割5分

5 相談支援体制の充実・強化等

成果目標	目標値(R8年度)		
基幹相談支援センターの設置	有		
活動指標	R6年度	R7年度	R8年度
基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言の件数	5件	5件	5件
基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	5件	5件	5件
基幹相談支援センターによる地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	5回	5回	5回
基幹相談支援センターによる個別事例の支援内容の検証の実施回数【新規】	10回	10回	10回
基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数【新規】	1人	1人	1人
協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数【新規】	1回	1回	1回
協議会における相談支援事業所の参画による事例検討参加事業者・機関数【新規】	16	16	16
協議会の専門部会の設置数【新規】	2	2	2
協議会の専門部会の実施回数【新規】	4回	4回	4回

6 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

活動指標	R6年度	R7年度	R8年度
都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市職員の参加人数	15人	15人	15人
障害者自立支援審査支払等システム等の審査結果を事業所や関係自治体等と共有する回数	－	－	1回



障がい福祉サービス

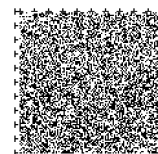
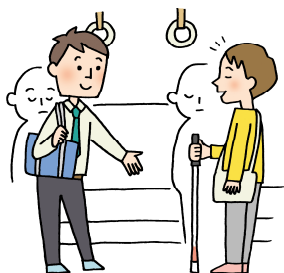
成果目標及びこれまでの実績等を踏まえ、令和6年度から令和8年度までの3か年における障害福祉サービスの見込み量を定めて本市におけるサービス提供体制の計画的な整備を図ります。

訪問系サービス	日中活動系サービス	居住系サービス	相談支援
居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	生活介護 自立訓練（機能訓練） 自立訓練（生活訓練） 自立訓練（宿泊型） 就労選択支援 就労移行支援 就労継続支援A型 就労継続支援B型 就労定着支援 療養介護 福祉型短期入所 医療型短期入所	自立生活援助 共同生活援助 （グループホーム） 施設入所支援	計画相談支援 地域移行支援 地域定着支援

地域生活支援事業

地域生活支援事業は、障がいのある人が自立して生活できるよう、地域の特性や障がいの特性等に合わせ実施する事業です。事業には、「必須事業」と「任意事業」があり、各種事業の見込み量を設定します。

必須事業	任意事業
理解促進研修・啓発事業 自発的活動支援事業 相談支援事業 成年後見制度利用支援事業 成年後見制度法人後見支援事業 意思疎通支援事業 日常生活用具給付事業 手話奉仕員養成研修事業 移動支援事業 地域活動支援センター事業	訪問入浴サービス事業 更生訓練費給付事業 知的障害者職親委託制度 日中一時支援事業 生活サポート事業 居室確保支援事業 社会参加促進事業



6 障がい児福祉計画

児童福祉法により策定が義務付けられている「障がい児福祉計画」について、国の基本指針に即して、成果目標を設定します。

数値目標

1 障害児支援の提供体制の整備等

成果目標	令和4年度末実績	令和8年度末目標値	
児童発達支援センターの設置	1か所	1か所	
障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進体制の構築【新規】	無	有	
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所等の設置数	1か所	1か所	
重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	1か所	1か所	
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	有	有	
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	有	有	
活動指標	R6年度	R7年度	R8年度
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置人数	4人	4人	4人
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者（保護者）数	18人	22人	27人
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施者（支援者）数【新規】	2人	3人	4人

障がい児通所支援等

以下の障害児通所支援等のサービスの見込み量を定めます。

障害児通所支援	
児童発達支援 放課後等デイサービス 保育所等訪問支援	居宅訪問型児童発達支援 障害児相談支援 子ども・子育て支援等

第5次常滑市障がい者基本計画及び 第7期常滑市障がい福祉計画 第3期常滑市障がい児福祉計画

概要版

発行年月 / 令和6年3月

編集・発行 / 常滑市 福祉部福祉課 福祉部子育て支援課

〒479-8610 愛知県常滑市飛香台3丁目3番地の5

